

【 様式の記載例 】

様式 1

受付日	
受付番号	

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役 殿  
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当 宛)

都道府県知事  
政令市市長

印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業申請書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項の規定に基づく処分等措置を行うにあたり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業による助成金の交付を受けたいため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が定める申込規約を遵守することに同意し、下記の通り必要な書類を添えて申請します。

記

1. 申請額 金 1,375,350 円

2. 添付資料

①別紙1

- (1) 助成金の交付の申請者と PCB 廃棄物の保管状況
- (2) 保管事業者に対して講じた行政指導、行政処分の経緯
- (3) 行政代執行の法定要件
- (4) 保管事業者に対する費用の徴収
- (5) 講じようとする処分等措置の内容及び必要な費用

②ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援対象事業所要額調書 別紙2

③事業費明細書 別紙3

④その他実施要領別表1で定める証憑書類

JESCO 使用欄	
JESCO 判定	
ERCA 回付確認	
ERCA 判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

【 様式の記載例 】

(1) 助成金の交付の申請者と PCB 廃棄物の保管状況

①助成金の交付の申請者

1. 申請者名	〇〇県
2. 申請者住所	(申請者住所) 〒 電話番号 FAX 番号
3. 代表者名	職制 名前
4. 連絡者名	所属 職制 名前 電話番号 FAX 番号 Mail
5. 備考	

②PCB 廃棄物の保管状況

項目	記載内容		
1. 高濃度 PCB 廃棄物の種類、量  ※「廃棄物分類番号」は次から選択し、記入ください。 ①変圧器、②コンデンサー類、③PCB 油、④安定器、⑤その他 ※1行につき PCB 廃棄物を1台(缶)記入してください。 ※欄が足りない場合は、別紙(様式任意)を作成のうえ追加記入をお願いいたします。	(廃棄物分類番号)	(JESCO 登録番号)	(機器等重量)
	①	s000011292	138kg
	②	s000011292	32kg
	③	k000011292	5kg
2. 保管事業者名	* 不存在の場合は、その状況を記載すること。 x x x 株式会社		
3. 保管場所及び状況	(保管場所住所) 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 (保管状況) コンデンサーは漏れ有り 破損。(未補修)		
4. その他	コンデンサーはブッシング破損(製造番号 567651)。外側に高濃度油付着。		

(2) 保管事業者に対して講じた行政指導、行政処分の経緯

項目	記載内容
1. 保管事業者に対して講じた行政指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年 6 月 PCB 特措法に基づく届出</li> <li>年一回事業者を訪問し、保管状況を確認するとともに、早期の処理委託を指導。</li> <li>平成 26 年 3 月 PCB 油について、不純物等の混入等の性状を確認するよう文書で指導するが、経費を理由に対応せず。</li> <li>平成 29 年 3 月 法に基づく届出時に処理委託の予定について確認するとともに、期限内に処分委託することが必要である旨の文書を手交。</li> <li>平成 29 年 8 月～11 月 一ヶ月に一度程度事業者を訪問し、PCB 油の性</li> </ul>

【 様式の記載例 】

	<p>状確認及び早期の処理委託を指導するも、資金不足を理由に対応を拒否。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年11月 PCB油の性状及び処理委託の予定について、PCB特措法第24条に基づく報告徴収を実施(12月期限)。期限までに回答なし。</li> <li>平成30年1月 PCB特措法第25条に基づく立入検査を実施。PCB油について、サンプルを収去して分析し、高濃度PCB廃棄物であることを確定。</li> <li>平成30年3月 期限内に処分委託を行わない場合、PCB特措法第11条に基づく改善命令を行う可能性があること等を文書で通知。</li> </ul>
2. 行政処分の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年5月11日 改善命令発令(履行期限6月11日。命令の詳細は別添。)</li> <li>平成30年6月 期限までに履行がなく、改善命令違反を認定。</li> </ul>

(3) 行政代執行の法定要件

項目	記載内容	
1. 行政代執行の法定要件 ※下記3つのうち該当するもの一つを右の欄に記載して下さい。	法定要件	① 改善命令違反
①改善命令の内容(履行期限を含む。)及び違反・未履行の状況 *履行期限までに処分の委託を行っていない事実を記載	<p>x x x株式会社(代表者 x x x x)に対し、平成30年5月に改善命令を発令し、高濃度PCB廃棄物に対する処分委託等を指示したが、履行期日に至っても同社から履行状況に関する報告はなく、JESCOへの確認の結果も処分委託契約は締結されていないことが確認された。</p>	
②保管事業者の不明又は不存在		
③上記二つに該当しない場合であって緊急の必要性がある場合の状況		

(4) 保管事業者に対する費用の徴収

項目	記載内容
1. 保管事業者に対する費用の徴収の実施予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB特措法第13条第2項に基づき、代執行による処分等措置の実施後費用の徴収を実施する予定。</li> <li>保管事業者に対する費用の納付命令については、平成〇年〇月頃発出予定。</li> </ul>
2. 費用の徴収の可能性(資力等)の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収予定金額 ○〇円(必要額全体)</li> <li>費用徴収の見込み 事前の調査によれば、当該事業者は単年度利益を上げており、請求予定費用の負担については可能である見込み。命令に応じない場合は、国税徴収法第5章の規定に則って滞納処分を実施する。</li> </ul>

【 様式の記載例 】

(5) 講じようとする処分等措置の内容及び処分等措置に係る費用

項目	記載内容
<p>1. 講じようとする処分等措置の内容</p> <p>※分析など、行政処分の対象を明確化するための措置は、「処分等措置」には含まない。</p>	<p>講じようとする処分等措置の内容</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分                      (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬                      (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である措置</p> <p>* 措置の内容を具体的に記載して下さい。</p> <p>①高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への処分委託                      ②収集運搬委託 (xx市(保管場所)から JESCO 北九州 PCB 処理事業所                      ③ブッシング破損による補修</p>
<p>2. 実施予定時期</p>	<p>着手 2018年 9月</p> <p>完了 2018年 12月</p>
<p>3. 見積額</p>	<p>見積額 1,833,800円</p>
<p>4. 申請額</p>	<p>申請額 1,375,350円</p>

※実施予定時期については、処分等措置に含まれる事業（補修等、収集運搬、処分）が開始されてから中間処分業者によって PCB が無害化されるまでの見込みを記載して下さい。

【 様式の記載例 】

別紙2

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援対象事業

所要額調書

総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	申請額 (B) × 75/100 = (C)
1, 833, 800円	1, 833, 800円	1, 375, 350円

※総事業費は交付要綱第4条第6項に掲げる対象経費のうち、当該事業に要する経費の総額を記載して下さい。

※総事業費の中に、PCB 特措法第13条第1項に基づく処分等措置として実施しない事業（保管事業者又は都道府県が自らの負担で直接実施する事業）が存在する場合には、総事業費(A)から当該費用を差し引いた額を交付対象経費(B)として記載し、内訳を同欄に記載して下さい。

【 様式の記載例 】

### 事業費明細書

内 訳		
区 分	費 目	費 用
1 処理料金表により算出された処理費用	① 変圧器処理費用	831,250円
	② コンデンサー類処理費用	601,350円
	③ PCB油(コンデンサー油)処理費用	151,200円
	小 計	1,583,800円
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用	事業場(XX市)からJESCO北九州までの運搬費用	150,000円
	小 計	150,000円
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用	コンデンサー類ブッシング破損の補修費	100,000円
	小 計	100,000円
合 計		1,833,800円

※費用については、根拠となる見積書等を添付すること。

※分析費など、行政処分の対象を明確化するための費用は、「処分措置に係る費用」に含めない。

【 様式の記載例 】

変 更 理 由 書

1. 変更理由

トランスが追加で見つかり、また、変圧器に漏れが生じていることが新たに確認され、当初交付申請（平成〇年〇月〇日付け第 〇 号）時点よりも事業費が増額になるため。

2. 変更内容

下記のとおりトランスの処理費用 451,000 円と変圧器漏洩補修費 25,000 円が追加され、事業費が 476,000 円増額されることに伴い、当初交付申請時の申請額 1,375,350 円から、1,732,350 円に変更。なお、下記以外の変更点については、申請書の変更箇所に下線を記載。

【変更前】 事業費明細書(別紙3)

内 訳		
区 分	費 目	費 用
1 処理料金表により算出された処理費用	① 変圧器処理費用	831,250円
	② コンデンサー類処理費用	601,350円
	③ PCB油（コンデンサー油）処理費用	151,200円
	小 計	1,583,800円
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用	事業場(XX市)から JESCO 北九州までの運搬費用	150,000円
	小 計	150,000円
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用	コンデンサー類ブッシング破損の補修費	100,000円
	小 計	100,000円
合 計		1,833,800円

【変更後】 事業費明細書(別紙3)

内 訳		
区 分	費 目	費 用
1 処理料金表により算出された処理費用	① 変圧器処理費用	<u>1,282,250円</u>
	② コンデンサー類処理費用	601,350円
	③ PCB油（コンデンサー油）処理費用	151,200円
	小 計	<u>2,034,800円</u>
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用	事業場(XX市)から JESCO 北九州までの運搬費用	150,000円
	小 計	150,000円
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用	<u>変圧器漏洩補修費</u>	<u>25,000円</u>
	コンデンサー類ブッシング破損の補修費	100,000円
	小 計	<u>125,000円</u>
合 計		<u>2,309,800円</u>

平成 年 月 日

殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業  
交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請いただきました内容について、審査を行いましたところ、交付の要件を満たすことが確認されました。つきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 助成金の交付決定額 金 円
2. 助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。
  - ① 助成金の交付の決定を受けた都道府県等は、処分等措置の実施を中止し又は廃止しようとするとき、処分等措置が予定の期間内に完了しない場合又は処分等措置の遂行が困難となった場合には、速やかに JESCO に報告しなければならない。その場合において、JESCO は、助成金の交付の決定の取消を行うことがある。
  - ② 助成金の交付の決定を受けた都道府県等は、処分等措置の実施に要した費用を保管事業者から徴収した場合には、その徴収額の100分の75に当たる額を JESCO に返還することとする。この場合において、機構、JESCO 及び当該都道府県等の間に合意があるときは、当該都道府県等は当該費用の返還を機構に直接実施することができるものとする。
  - ③ JESCO は、助成金の交付の決定を受けた都道府県等に対し、必要に応じ、処分等措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

【お問い合わせ先】

1. 代執行支援制度について  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部「代執行支援窓口」  
担当 ○○ ○○  
電話 03-5765-19○○
2. 契約手続等、上記1以外について  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
○○PCB処理事業所  
営業課  
○○-○○-○○○



【 様式の記載例 】

様式3

受付番号

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役 殿  
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当 宛)

都道府県知事  
政令市市長

印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業完了報告書

平成30年9月5日付け第 号で助成金の交付の決定を受けた標記事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 精算金額

金 1, 375, 350円

2. 交付決定額

金 1, 375, 350円

3. 添付資料

- (1) 講じた処分等措置の内容及び実施した時期 別紙1
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業精算額調書 別紙2
- (3) 事業費明細書 別紙3
- (4) 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
- (5) 契約書、検査調書等の写し(マニフェストD票の写しなど)

※「処分等措置に要する費用の徴収金の返還に関する協定書」は、完了報告書と一緒に提出をお願いします。

【 様式の記載例 】

1. 講じた処分等措置の内容及び実施した時期

項目	記載内容			
<p>1. 講じた処分等措置の内容</p> <p>※分析など、行政処分の対象を明確化するための措置は、「処分等措置」には含まれない。</p>	講じた処分等措置の内容			
	<p>(1) 高濃度 PCB 廃棄物の処分                      (2) 高濃度 PCB 廃棄物の収集運搬                      (3) 高濃度 PCB 廃棄物の処分委託のために必要不可欠である措置                      * 措置の内容を具体的に記載して下さい。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①高濃度 PCB 廃棄物処分業者への処分委託                          ②収集運搬委託 (xx 市 (保管場所) から若松 (JESCO 北九州 PCB 処理事業所)                          ③ブッシング破損による補修</p> </div>			
	<p>処分した PCB 廃棄物の種類・量</p> <p>※「廃棄物の種類」は次から選択し、記入ください。                      ①トランス類、②コンデンサー類、③PCB 油、④安定器、⑤その他</p>			
	(廃棄物の種類)	(量)		
	① ② ③	138kg 32kg 5kg		
<p>申請書に記載した内容との差異がある場合はその内容及び理由</p> <p style="text-align: center;">なし</p>				
<p>2. 実施時期</p>	着手	2018年	9月	1日
	完了	2018年	12月	1日

※実施時期については、処分等措置に含まれる事業（補修等、収集運搬、処分）が開始されてから中間処分業者によって PCB が無害化されるまでを記載して下さい。

【 様式の記載例 】

別紙2

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した事業精算額調書

総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	申請額 (B) × 75/100 = (C)	交付決定額 (D)	精算金額 (E)
1, 833, 800円	1, 833, 800円	1, 375, 350円	1, 375, 350円	1, 375, 350円
※申請額と交付決定額が異なる場合は、 変更手続きが必要になります。 (ただし、軽微な変更を除きます。)				

※総事業費は交付要綱第4条第6項に掲げる対象経費のうち、当該事業に要した経費の総額を記載して下さい。

※総事業費の中に、PCB特措法第13条第1項に基づく処分等措置として実施しない事業（保管事業者又は都道府県が自らの負担で直接実施する事業）が存在する場合には、総事業費(A)から当該費用を差し引いた額を交付対象経費(B)として記載し、内訳を同欄に記載して下さい。

【 様式の記載例 】

別紙3

### 事業費明細書

内 訳		
区 分	費 目	費 用
1 処理料金表により算出された処理費用	① 変圧器処理費用	831,250円
	② コンデンサー類処理費用	601,350円
	③ PCB油処理費用	151,200円
	小 計	1,583,800円
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用	事業場(XX市)からJESCO北九州事業所までの運搬費用	150,000円
	小 計	150,000円
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用	コンデンサー類ブッシング破損の補修費	100,000円
	小 計	100,000円
合 計		1,833,800円

※費用については、根拠となる請求書等を添付すること。

※分析費など、行政処分の対象を明確化するための費用は、「処分等措置に係る費用」に含めない。

【 様式の記載例 】

様式4

平成 年 月 日

殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業  
交付額確定通知書

平成 年 月 日付け第 号で報告いただきました内容については、審査の結果、助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 助成金の確定額 金 円

【お問い合わせ先】

- 代執行支援制度について  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部「代執行支援窓口」  
担当 ○○ ○○  
電話 03-5765-1900
- 契約手続等、上記1以外について  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
○○PCB処理事業所  
営業課  
○○-○○-○○○

【 様式の記載例 】

様式5

受付番号

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役 御中  
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当 宛)

都道府県知事  
政令市市長

印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業支払申請書

平成 年 月 日付第 号により交付決定通知のあったポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業助成金として、下記のとおり支払を受けたいので、申請します。

記

1. 助成金支払申請金額 (算用数字を使用すること。)

- (1) 交付決定額 金 1, 375, 350円  
(2) 支払申請額 金 1, 375, 350円

2. 振込先

- (1) 銀行名 XXX銀行 YYYYY支店  
(コード番号) 9999 999  
(2) 口座名義 ABCD市EFG課  
(フリガナ)  
(3) 口座種類 普通 当座  
(4) 口座番号 1111111

【 様式の記載例 】

様式6

受付番号

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役 殿  
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業担当 宛)

都道府県知事  
政令市市長

印

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業  
費用徴収状況報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付確定し、平成 年 月 日付けで受領したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業助成金について、別紙のとおり保管事業者への代執行に要した費用の徴収状況について、実施要領第13条(1)の規定に基づき報告します。

記

1. 総事業費 (代執行に要した経費)	金 1,833,800 円
2. 交付対象経費	金 1,833,800 円
3. 助成金交付額	金 1,375,350 円
4. 徴収額(累計)	金 500,000 円
5. 既返還額	金 0 円
6. 今回返還額	金 375,000 円
7. 徴収状況の概要	別紙のとおり

連絡先：  
所属： ○○○課 ○○○グループ  
担当者： ○○ ○○  
電話番号： ○○-○○○-○○○ (内線○○○)  
Mail： ○○○○○○@○○○○.lg.jp

【 様式の記載例 】

別紙

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援事業に要した費用の徴収状況

1. 実施時期 平成30年9月1日～平成30年12月1日

2. 講じた処分等措置の内容

講じた処分等措置の内容	
(1) 処理料金表により算出された処分 (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬 (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である措置 ＊措置の内容を具体的に記載して下さい。	
( ①高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への処分委託 ②収集運搬委託 (xx市(保管場所)から若松(JESCO北九州PCB処理事業所) ③ブッシング破損による補修 )	
処分したPCB廃棄物の種類・量 ※「廃棄物の種類」は次から選択し、記入ください。 ①トランス類、②コンデンサー類、③PCB油、④安定器、⑤その他	
(廃棄物の種類)	(量)
① 変圧器	138kg
② コンデンサー類	32kg
③ PCB油	5kg

3. 求償(徴収)期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

4. 事業費、求償額及び返還額

総事業費 合計 (A)	交付対象 経費 (B)	内訳	求償額 (A')	徴収済額 (累計) (D)	返還予定額 (E)
		交付額 (C)			
1,833,800円	1,833,800円	1,375,350円	1,833,800円	500,000円	375,000円

※助成金返還予定額 = (D) × (C) / (B) = (E)

既返還額	0円
今回返還額	375,000円
返還予定額(E)	375,000円

(注1) 総事業費(A)及び交付対象経費(B)(PCB特措法第13条第1項に基づく処分等措置として実施しない事業がある場合は当該事業に係る費用は除く。)については、原則、完了報告(実施要領第8条)に記載したものとする。

(注2) 交付額(C)については、助成金の交付額の確定(実施要領第10条)で通知された額とする。

(注3) 徴収済額(累計)(D)については、完了報告以後に保管事業者等から徴収した額とする。